

岩手河川国道事務所



盛岡西国道維持出張所

☎019-687-5888

特殊車両の取締りを実施しました



※掲載の写真は作業風景をお知らせするものであり、違反車両との関連はありません。

8月24日（火）、国道46号雫石町橋場（橋場チェーン着脱場）において、「特殊車両指導取締り」を実施しました。

特殊車両とは、車両の構造が特殊である車両、輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかが一般的制限値を越える車両のことです。道路の路面や橋などの道路構造物が壊れないように、また交通の危険を防ぐために、車両の大きさや重さなどを制限しており、その制限を超える車両で道路を走行する場合、『特殊車両通行許可』が必要となります。

この日は、盛岡西警察署のご協力のもと、計20名で取締りにあたりました。

盛岡西国道維持出張所は【一般国道46号】盛岡市津志田～雫石町橋場を管理しています。

道路の異状を発見したら

道路緊急ダイヤル #9910